

いわき市農業経営改善計画認定基準

- 1 市長は、その区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者であって、5年後を目標とした農業経営改善計画（以下「改善計画」という。）を作成して申請があった場合、次の要件のすべてを満たすと認める場合は、その改善計画が適当である旨を認定するものとする。
 - (1) 改善計画が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）に照らして適切なものであること
改善計画の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等の改善目標が、基本構想で定める次の「育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成推進目標（以下「育成推進目標」という。）」と同水準となっていること。
年間農業所得が1個別経営体当たり 540万円以上
（主たる農業従事者1人当たり 330万円以上）
年間労働時間が主たる農業従事者1人当たり 1,900時間程度
 - (2) 改善計画の達成される見込みが確実であること
改善計画における経営改善の目標に関して、農業経営の現状、改善計画に記載された各事項間の整合性、農業労働力の調達の実現性等をもとに、総合的に判断し改善計画の達成される見込みが確実であること。
 - (3) 改善計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること
農業経営に供されている農用地の利用が作付地の集団化・農作業の効率化等に配慮されていること。
米の需給調整等の生産調整対策が考慮されていること。
- 2 市長は、地域の担い手として育成を図る必要があり、効率的かつ安定的な農業経営を目指す意欲や能力等を総合的に判断し、将来的には1の(1)に掲げる育成推進目標を達成することが見込まれ、1の(2)及び(3)の要件を満たす改善計画である場合は、認定するものとする。
- 3 市長は、認定農業者の当該認定に係る改善計画が、上記1及び2に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったとき、又は改善計画に従ってその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、認定を取り消すことができる。
なお、認定農業者の当該認定に係る改善計画を取り消す場合には、いわき市行政手続条例（平成9年3月31日いわき市条例第1号）に則り、その手続を行うものとする。

附 則

この基準は、平成20年2月25日より施行する。